

第六回

参第一号

青少年飲酒取締法（案）

第一条 この法律は、青少年に対し、飲酒の機会を与えないようにすることによつて飲酒の習癖を防止し、もつて国民の健康な素質を養護することを目的とする。

第二条 この法律で「青少年」とは、年齢二十五年以下の者をいう。

2 この法律で「酒類」とは、アルコール含有量三度以上の飲料をいう。

3 この法律で「指導者」とは、教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）にいう教育職員、社会教育委員、児童委員、民生委員、司法保護委員、警察官及び警察吏員をいう。

第三条 青少年は、酒類を飲用してはならない。

第四条 何人も、青少年に対して酒類を販売し、譲渡し、又は飲用させてはならない。

第五条 指導者は、酒類を飲用する青少年を知つたときは、その飲酒をやめさせるため説諭をしなければならない。

第六条 前三条の規定は、医師の指示に基いて医療用として酒類を使用する場合には適用しない。

第七条 第四条の規定に違反した者は、一万円以下の罰金又は科料に処する。

2 青少年であることを知らなかつた場合においても、その知らなかつたことが過失によるときは、前項の罰を免れることができない。

第八条 第四条の規定に違反した者が、法人又は人の業務について当該法人又は人のために行爲をした代理人又は被用者である場合においては、当該法人の代表者又は人が普通の注意を払えばその違反行爲を知ることができるはずであつたときは、行爲者を罰する外、その法人の代表者又は人に対しても前条の刑を科する。

2 法人の代表者又は人が違反行爲を知りその防止に必要な措置を講じなかつた場合、又は違反を教唆した場合においては、当該法人の代表者又は人も、行爲者として罰する。

第九条 年齢を偽つて酒類を取得した青少年は、科料に処する。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

2 この法律は、この法律施行の際、現に年齢二十年以上に達している者については適用しない。

3 未成年者飲酒禁止法（大正十一年法律第二十号）は、廃止する。但し、この法律施行前にした行爲の処罰に関しては、なお、同法はその効力を有する。

4 少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項第二号を次のように改める。

二 青少年飲酒取締法（昭和 年法律第 号）の罪

理 由

青少年の飲酒の習癖を防止し、もつて国民の健康な素質を養護するため、未成年者飲酒取締法を更に強化した立法をする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。